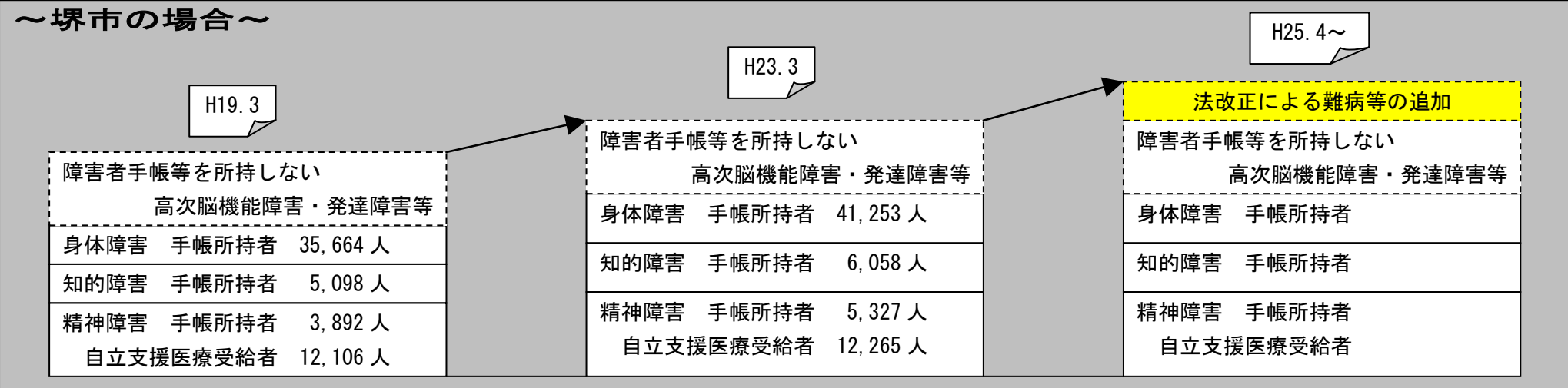


背景① これまでの状況

障害者人口の増加

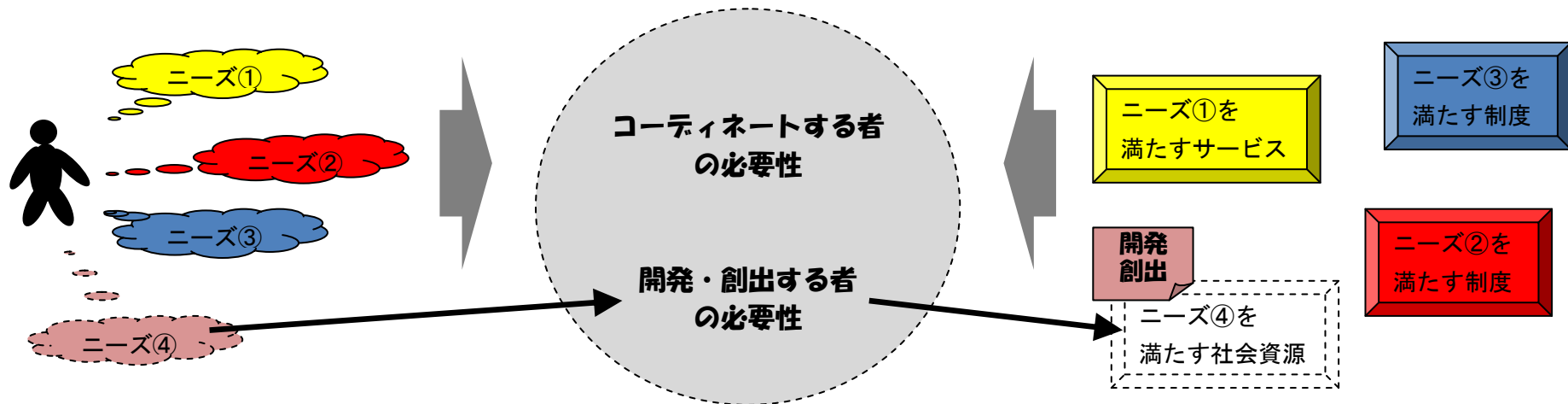
障害者人口は増加傾向にあり、国の推計（平成 17～20 年の各データ）によれば、約 744.2 万人（人口の約 6%＝17 人に 1 人）が障害者である、とされている。更に、平成 25 年 4 月には法改正により、障害者の範囲に「難病等」が追加される。



ニーズや福祉サービスの複雑化・多様化

社会構造の複雑化やライフスタイルの多様化等に伴い、障害者が「普通に生活する」ためのニーズも複雑・多様化し、対応する福祉サービスや制度（社会資源）も多岐に渡るようになってきている。その結果、専門家ではない障害者にとって、どの社会資源を利用すれば良いのかが分かりにくい、という状況がある。複雑な制度等を分かりやすく説明して、必要に応じてコーディネートする者の存在が必要となっている。

また、ニーズを満たす社会資源がない場合に、新たなものを開発・創出する者の存在も必要となっている。



平成24年度の相談支援体制の再編

堺市では平成24年度、障害者相談支援体制を抜本的に再編し、「コーディネートする者」「開発・創出する者」である「相談支援」の強化のため、障害者基幹相談支援センターを設置した。市全域を取りまとめる「総合相談情報センター」と、各区域で中核的な役割を果たす「区障害者基幹相談支援センター」、個別の支援を担当する「指定相談支援事業者」が連携し、個別の支援をしながら地域力を向上させていくことを想定した体制となった。

○平成24年4月から、新たな障害者相談支援がはじまりました。

★身体・知的・精神の障害ごとに設置されていた「障害者（児）生活支援センター」が、3障害ワンストップの相談窓口となる「障害者基幹相談支援センター」へ変わり、場所が区役所内へ移ります。

★障害者の情報の拠点となる「総合相談情報センター」を、健康福祉プラザ内に開設します。

また、指定相談支援事業者では、障害福祉サービスを利用する障害のある方に対し、サービスを利用するためのケアプラン作成や、施設や病院からの地域移行に向けての相談などができるようになります。

障害者基幹相談支援センター（堺市委託事業）

◎身体・知的・精神の障害のある方への相談窓口です。

福祉サービスのことが知りたい、健康管理が心配、一人暮らしがしたい、自分らしく暮らしたい、仕事をしたい、子どもの成長や将来が不安、仲間がほしい、家族や友人とうまくいかないなど、相談したいこと、不安なことを相談員がお聞きします。相談の内容に応じて、必要な支援機関を紹介します。

◎障害者の権利を守ります。

成年後見制度をはじめとする障害者の権利を守るための制度利用や、権利侵害に関する相談に応じます。

◎区域の相談機関の「まとめ役」です。

区域内の計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援を行う指定相談支援事業者と連絡・調整を行いながら、区域の核となって、より良い相談支援体制に向けて、環境の整備を行います。区障害者自立支援協議会の中心的役割を担います。

総合相談情報センター（堺市委託事業）

◎障害者に役立つ情報の拠点です。

障害福祉サービスの情報検索システムをはじめ、障害者に必要な情報の発信や、新たな情報を収集する役割を担います。

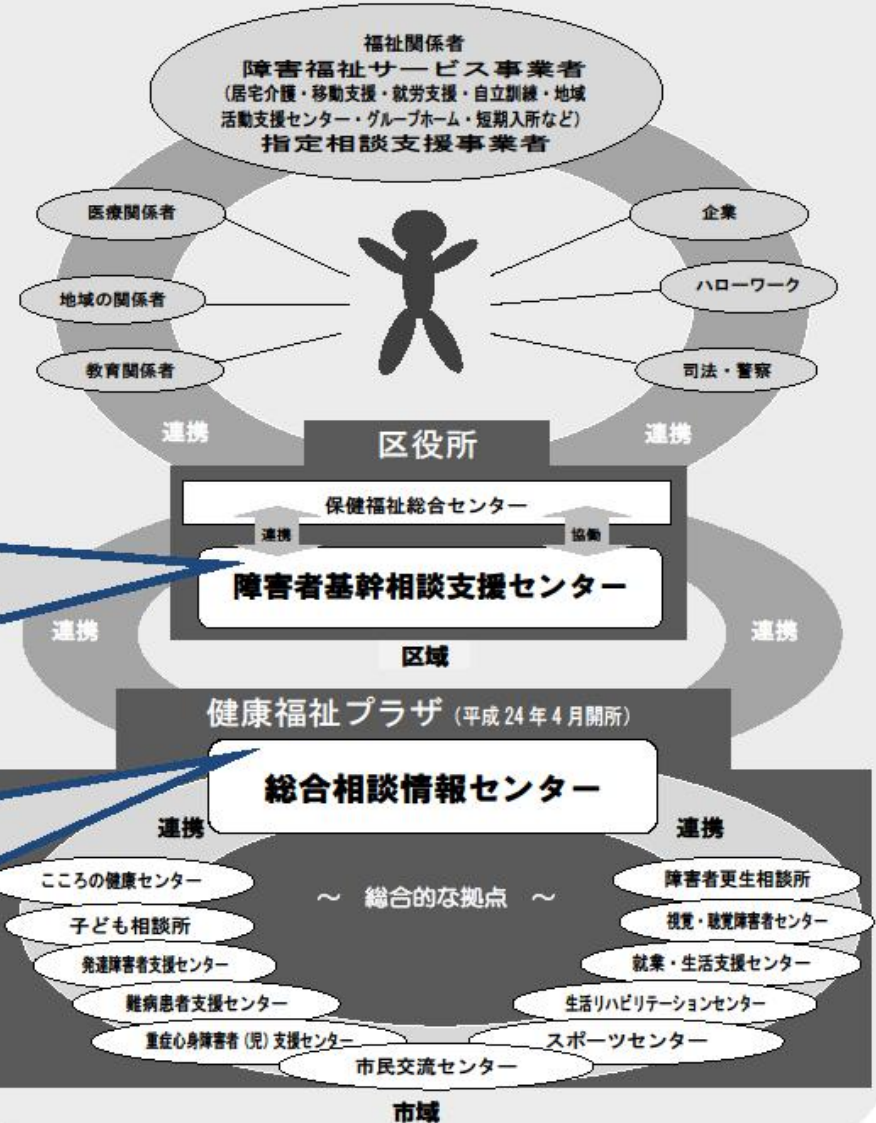
◎専門相談機関とともにサポートします。

区障害者基幹相談支援センターや地域の指定相談支援事業者で対応できない専門的な相談に対し、プラザ内の専門相談機関とともに、解決に向けてサポートします。

◎市全域の相談支援の拠点です。

各区障害者自立支援協議会からあげられた様々な課題について、協議する市障害者自立支援協議会の中心的な役割を担います。また、地域移行を推進していくための体制や環境を整備する役割を担います。

～ 地域で、生き生きと生活することを応援します。～

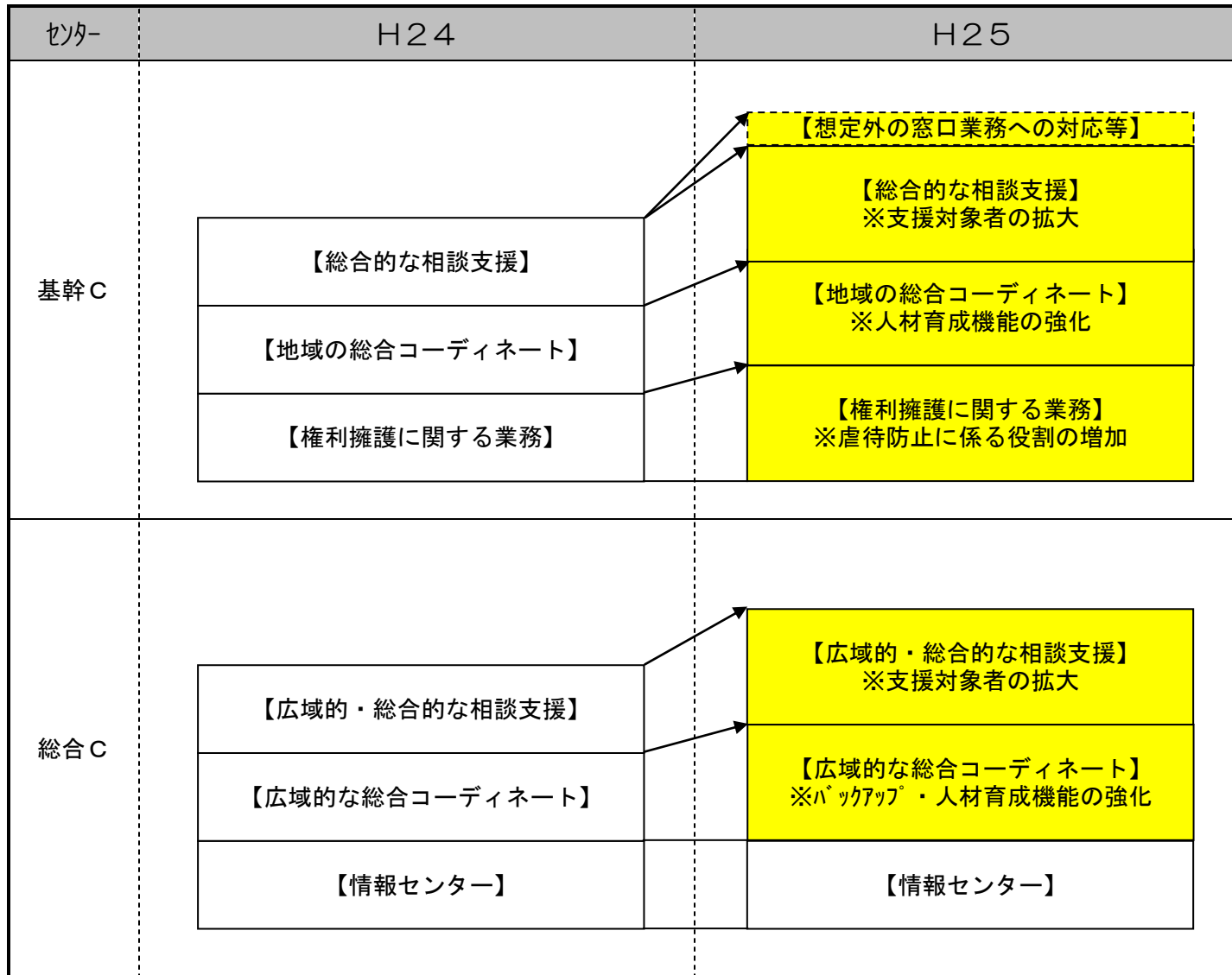


背景② 平成25年度からの新たな状況

平成18年に国連で採択され、翌年に日本も署名した「障害者権利条約（政府仮訳：障害者の権利に関する条約）」等をきっかけとして、障害者基本法や障害者自立支援法等が改正され、障害者虐待防止法が制定された。その一連の動きの結果、来年度からの新たな状況として、以下が想定されている。

項目	想定される新たな状況等
A) 平成24年度からの改正障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の制度的な充実が図られたが、見込まれていた指定相談支援事業者の増加が、人材不足等により進んでいない。 ・ 近年、急速に相談支援の重要性は増しているが、歴史的な浅さ故に十分な経験を持って専門的な相談支援を提供できる従事者は少ない（障害者基幹相談支援センターにある程度の人材集中を図った結果、逆に指定相談支援事業者等の人材が不足傾向にある）。 ⇒ 相談支援に従事する者等の人材育成の必要性が増大。 ・ 施設に入所している障害者、精神科病院に入院している障害者、また成人を迎えた後も行き場がないことから障害“児”施設での生活を余儀なくされている障害者等が、地域で普通に生活するための支援が、今後ますます必要になる。 ・ 特に障害児施設で生活する成人障害者（年齢超過）について、適切な生活環境を整えつつ、年齢超過の状況を解消することは急務であり、国や大阪府も解消に向けた動きを本格化させており、堺市としてもその動きに対応することが必要になる。 ⇒ 新たな対象（年齢超過）を含めた地域生活への移行支援の必要性が増大。
B) 平成24年度10月からの障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の虐待防止に関する支援の充実が図られたが、具体的な支援体制の構築には不十分な部分を残している。 ⇒ 障害者の権利擁護に関する相談支援の必要性が増大。
C) 平成25年度からの障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに難病等が障害者の範囲に加えられたが、新たに対象となった障害者にとって障害福祉サービスの利用は初めての経験であり、特に支援が必要になる。 ・ 地域生活への移行支援の対象に、平成26年度から「保護施設、矯正施設等を退所する障害者」等が加わることとなっており、特に手厚く専門的な相談支援が提供できるよう、平成25年度から準備を始めることが必要になる。 ⇒ 新たな対象を含めた相談に対応できるよう、専門性を高める取組みや体制そのものの強化の必要性が増大。
D) 堺市の障害者相談支援体制再編の副次的影響等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基幹相談支援センターを区役所に設置したことで、相談支援へのアクセスが改善し、来所による相談支援へのアクセス機会が増加したが、そのことで逆にセンターに十分な人員を残す必要が高まり、来所できない（地域に埋もれている）障害者のニーズに対応するための訪問活動が難しくなった。 ⇒ アクセス機会の増加によるプラスの効果を残しつつ、訪問活動を十分に行えるようにするための体制強化が必要。

具体的な事業拡大のイメージ



現状と課題、対応と効果

現状と課題

以上のような現状及び将来予測を踏まえると、主に以下2点に課題は集約される。

- ①障害者相談支援体制の構造的な強化、底上げ
- ②障害者相談支援従事者の質と量の確保

対応と効果

